

【現状と課題】

すべての人は、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等に基づき、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる機会が確保され、自分の生き方を自分で選択し、かつ、人生を豊かに生きる権利を有しますが、その基本的な人権を侵害するものの一つに、様々な暴力が存在します。そのうち、ドメスティック・バイオレンス*（以下、「DV」という。）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の暴力は、被害者のほとんどが女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識や、男女の経済的格差、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした社会の構造的問題があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画を推進していく上で喫緊の課題です。

2016（平成 28）年度に実施した市民意識調査によると、配偶者間等で、身体、精神、性的のいずれかの暴力の被害経験が「1・2度あった」「何度もあった」と答えた人は女性の約4人に1人、男性の約9人に1人となっており、いずれの暴力についても「経験がある」という回答割合は、女性が男性を大きく上回っています。また、暴力を受けた経験のある方に、その相談先についてたずねたところ、「どこにも相談しなかった」と回答した人が31.0%を占め、DVは潜在化しやすい特性があるといえます。

こうしたことから、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会的認識の徹底等、暴力を根絶するための社会基盤づくりをさらに推進するとともに、「霧島市配偶者等からの暴力*防止及び被害者支援に関する計画」に基づき、DV被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進していく必要があります。

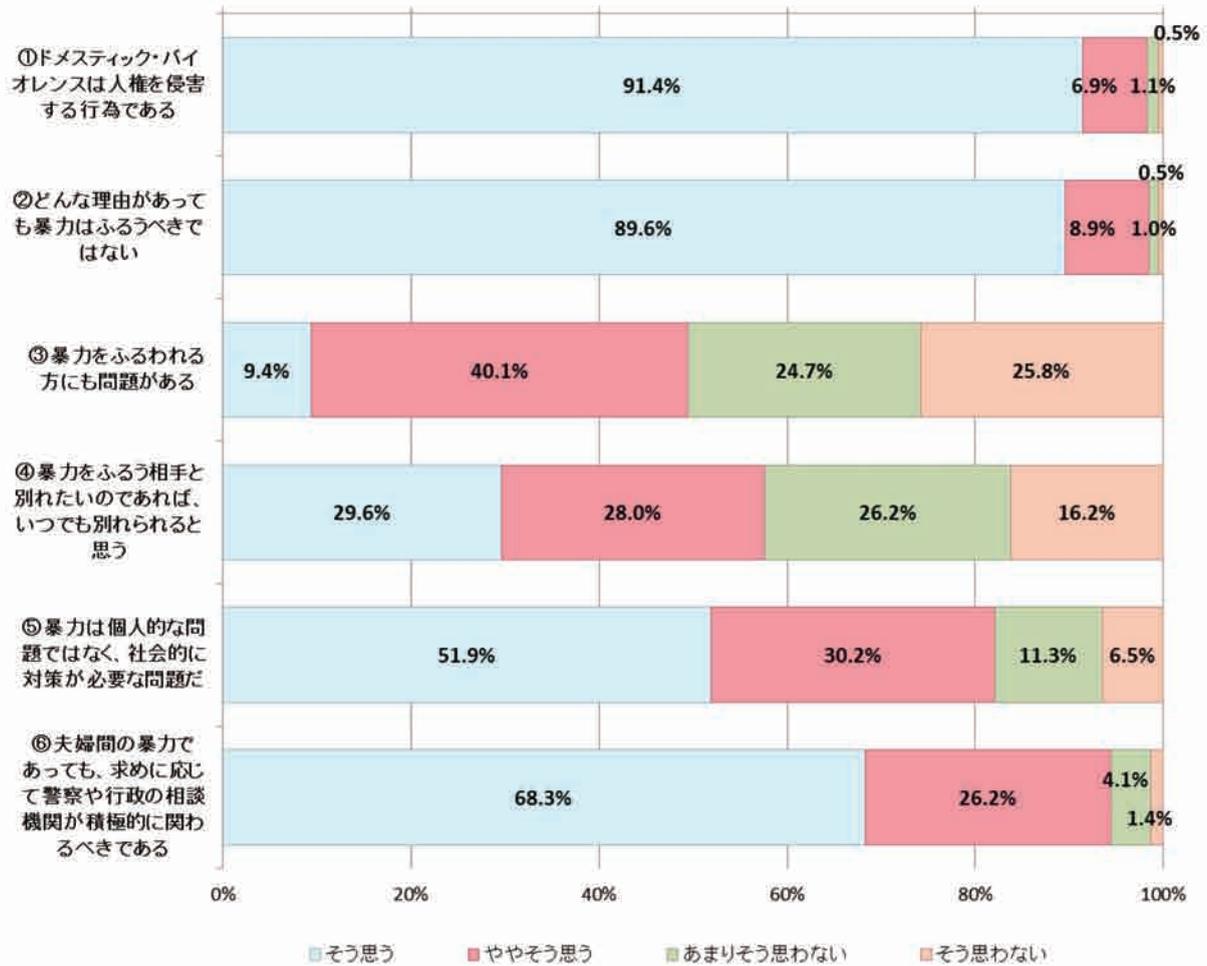
*ドメスティック・バイオレンス

配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。（霧島市男女共同参画推進条例第2条第6号）

*配偶者等からの暴力

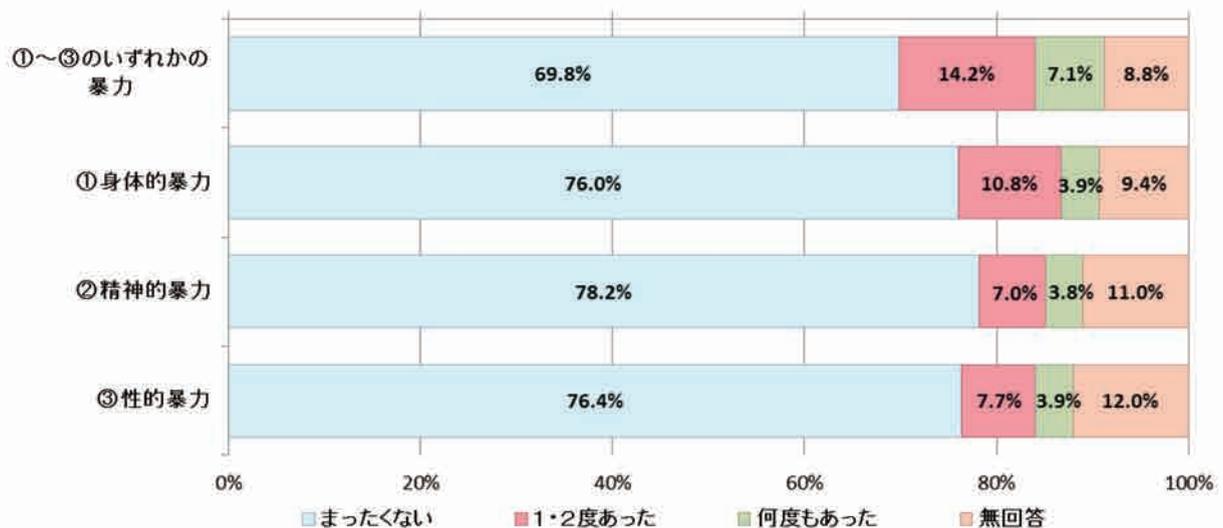
配偶者暴力防止法においては、配偶者（事実婚を含む。）及び元配偶者（婚姻中に引き続き離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）も暴力を受ける場合）からの暴力を「配偶者からの暴力」と定義し、同法の対象にしていますが、「配偶者等からの暴力」は、これに加えて、恋人（交際相手）や以前つきあっていた恋人など親密な関係にある者も含まれます。

◆ドメスティック・バイオレンスに対する考え方



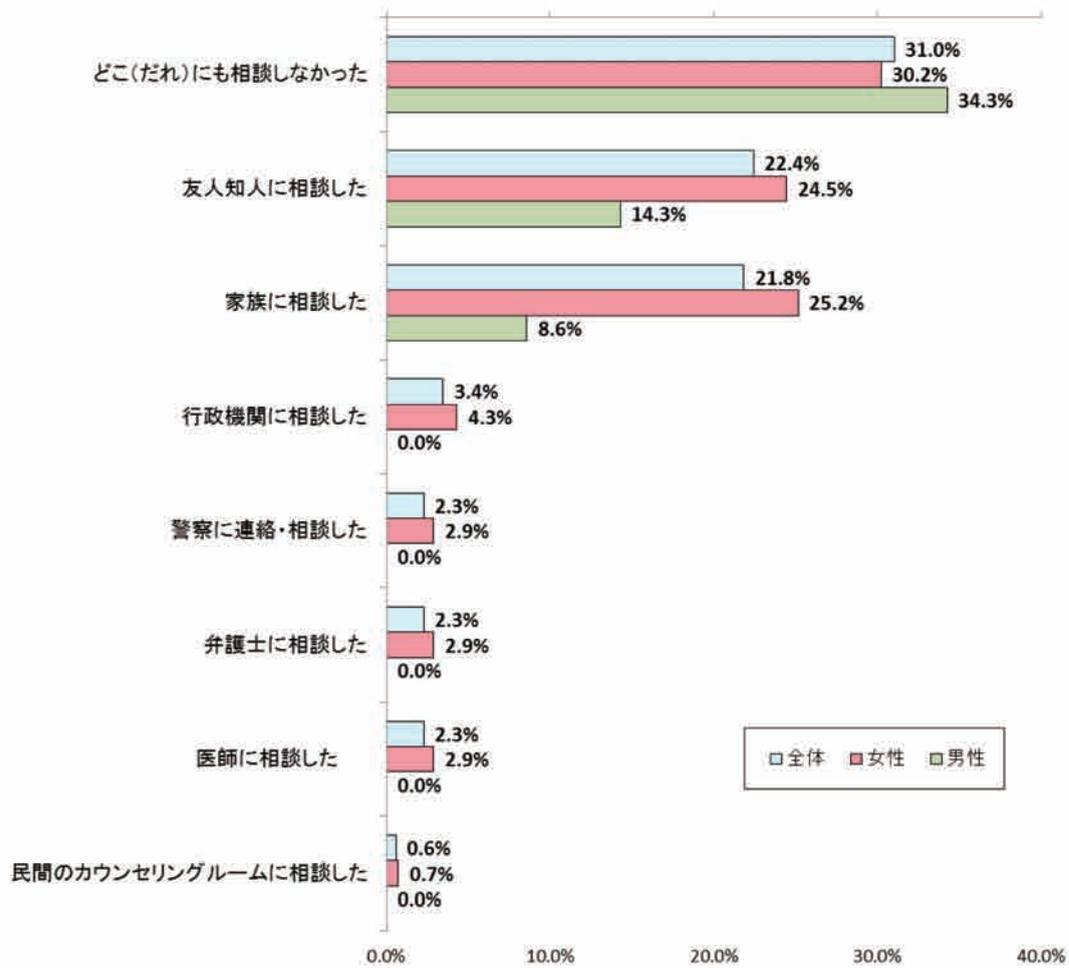
資料：2016（平成28）年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

◆配偶者等からの被害経験(暴力の種類別) N=716 (男性=277 女性=439)



資料：2016（平成28）年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

◆暴力を受けた時の相談先 N=174 (男性=35 女性=139)



資料：2016（平成28）年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向（１）暴力の根絶のための社会基盤づくり

暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの社会的認識の徹底等、暴力を根絶するための社会基盤づくりを推進します。

具体的施策

① 暴力を容認しない社会環境の整備

関係機関等と連携して広報啓発活動を実施し、暴力は許さないという意識の醸成を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
81	「女性に対する暴力をなくす運動*」を中心とした広報・啓発	企画政策課	
82	人権相談・女性の人権ホットライン*の周知・広報	市民課	
83	人権に関する啓発講演会等の開催	市民課	再掲 No9
84	人権啓発センターにおける人権に関する学習会等の実施	市民課	再掲 No10
85	人権学習会等の開催	社会教育課	再掲 No11
86	子どもに対する暴力根絶に向けた広報啓発	子育て支援課	
87	有害図書等の環境浄化活動の推進	社会教育課	
88	メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供	企画政策課 メディアセンター	再掲 No14

② 若年層を対象とする暴力予防啓発

関係機関等と連携して、教育関係者、生徒・学生等を対象にして研修会を実施するなど、交際相手からの暴力の防止に向けた取組を進めます。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、一人ひとりの人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。

No	主な取組	所管課	備考
89	デートDV*防止のためのセミナー等の開催	社会教育課	

*女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、実施されるものである。2001（平成13）年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

*女性の人権ホットライン

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話である。電話は最寄の法務局・地方方法務局につながり、相談は女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が受け付ける。

*デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者からふるわれる暴力。

施策の方向（２）配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進

（霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画）

DV被害者への相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護、自立支援に向けた総合的な対策を推進します。

具体的施策

① 被害者の安全確保と情報の保護

DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難な上、被害者が加害者の下から逃げることができない場合があるため、周囲の人の発見・通報も大変重要です。また、子どもの目の前で行われる暴力は、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に当たるため、保護命令*制度の利用について、適切に情報提供や助言を行います。

さらに、加害者に転居先の住所や子どもの転校先等の個人情報が知られてしまうと、被害者は加害者から追跡され、連れ戻されるなどの危険にさらされてしまう可能性があるため、市の各窓口で保有する被害者情報に関しては、加害者側に住居情報等が伝わってしまうことなどがないよう十分留意します。

No	主な取組	所管課	備考
90	福祉関係者及び医療関係者等と連携した早期発見・対応	子育て支援課	
91	配偶者暴力防止法に基づく通報及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	企画政策課 子育て支援課	
92	緊急時の安全確保時における警察との連携	子育て支援課	
93	一時保護*施設等における保護の実施	子育て支援課	
94	保護命令発令時等における被害者への支援	子育て支援課	
95	住民基本台帳の閲覧等の制限	市民課	
96	被害者の情報管理の強化・徹底	企画政策課 関係各課	

*保護命令

配偶者暴力防止法に基づく制度で、裁判所が被害者からの申立てにより、身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受ける恐れが大きいとき、加害者に対し発する発令。「接近禁止命令」と「退去命令」がある。

*一時保護

暴力を避けるために家を出たいと思っても、加害者に知られずに身を寄せる場所がない場合に、被害者が一時的に避難する手段。

② 相談体制の充実

被害者は加害者の支配下に置かれ、暴力に対する不安と恐怖、絶望感を抱えながら生活しており、こうした状況に置かれている被害者が安心して相談できる相談窓口の周知と、適切な支援につなぐ相談体制を強化します。

また、様々な心のケアを必要とする被害者は、DVに対する理解が不足している相談員等の不適切な対応によって、さらに二次被害*を受けることもあります。二次被害を防止し、本人の意思を尊重した支援を行うため、相談員等の研修を充実させ資質の向上に努めます。

No	主な取組	所管課	備考
97	相談窓口の周知強化	企画政策課 子育て支援課	
98	女性のための無料相談の実施	企画政策課	再掲 No47
99	配偶者暴力相談支援センター*及び警察等と連携したDVに関する相談体制の充実	子育て支援課	
100	DVに起因する児童虐待等に関する相談体制の充実	子育て支援課	
101	相談員等人材の養成及び資質向上のための研修等の実施	企画政策課 子育て支援課	
102	被害者支援に職務上関連のある職員に対する研修	企画政策課	

③ 被害者の自立支援の充実

DV被害者がこれまでの生活の場を離れ新たな場所で自立するには、住居の確保、経済的基盤の確立、心身の回復、就労場所の確保、子どもの養育など様々な問題があるため、関係機関と連携し被害者の自立支援の充実を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
103	被害者の市営住宅への優先入居	建築住宅課	
104	被害者の母子生活支援施設*の入所	子育て支援課	
105	被害者の生活再建に関する情報提供及び支援	子育て支援課 生活福祉課	
106	被害者の自立への精神的な支援	子育て支援課	
107	被害者の子どもへの支援	子育て支援課	

*二次被害

被害者から相談を受けた家族・友人等の本来は被害者の味方になるべき人たちが、被害者を責めるような言動をとることによって、被害者を更に傷つけること。

*配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法第3条の規定により、都道府県に設置が義務付けられている施設で、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関である。

2017(平成29)年4月現在、県の機関では、県女性相談センター、県男女共同参画センター並びに各地域振興局及び支庁の保健福祉環境部計9箇所が指定されている。

*母子生活支援施設

様々な事情で生活が困難な母子家庭等を保護するとともに、自立促進のための支援を行う施設。

④ 関係機関の協力・連携

DV被害者一人ひとりのニーズに対応していくには、市だけでは限界があるため、県、関係市町や民間団体等、広域的かつ広範な支援を行う連携体制の構築を図る必要があります。

No	主な取組	所管課	備考
108	DV・ストーカー等相談業務に係る関係機関との連携強化	企画政策課 子育て支援課	

施策の方向（3）ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントは、対象となった人の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ人権を侵害するだけでなく、生活への深刻な影響を与える社会的に許されない行為です。その被害は潜在化しがちで個人的問題として矮小化されることもあるため、男女の固定的な役割分担意識、上下関係など男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握し、対処していくことが必要です。

具体的施策

① 雇用の場における防止対策の促進

職場における各種ハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法及び同法に基づいて定められた事業主が雇用管理上配慮すべき事項の周知を図ります。

No	主な取組	所管課	備考
109	市職員を対象とした相談窓口の設置	総務課	
110	事業者における各種ハラスメント防止対策の把握	企画政策課	再掲 No45
111	事業者に対する各種ハラスメントに関する法制度等の普及・啓発	企画政策課	再掲 No46